平成３０年（フ）第２５１号
愛知県瀬戸市北浦町４丁目12番地　フレックス瀬戸205、従前の住所愛知県瀬戸市北山町130番地の２
債務者　並里　弘樹
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３２７号
名古屋市東区白壁３丁目25番22号　プレサンスロジェ白壁ヒルズ205号、従前の住所名古屋市東区泉２丁目22番４号　ＡＮＮＥＸ　ＩＺＵＭＩ　601号
債務者　福井　零皇
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７号
長崎県諫早市白岩町13番地19、旧住所長崎県諫早市白岩町37番地３
債務者　橋本　美紀
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
鹿児島県いちき串木野市昭和通262番地
債務者　中竹　正浩
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
名古屋市熱田区旗屋２丁目27番６号　Ｍ’ｓ神宮西Ⅱ　２－Ｂ号
債務者　近藤　政広
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金刺　廣長
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９２号
埼玉県飯能市大字中山267番地４、前住所埼玉県入間市大字上藤沢362番地８　302
債務者　小林　大志
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４１号
埼玉県川越市大字福田1003番地３
債務者　鳥居　　功
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　太司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５号
北海道斜里郡斜里町ウトロ中島95番地　中島団地
債務者　三浦　善輝
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第６号
北海道斜里郡斜里町ウトロ中島95番地　中島団地
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
岩手県花巻市西大通り１丁目４番10号西大通りガーデンＡ205号、旧住所岩手県花巻市桜台２丁目７番10号コーポ来夢Ｂ101号
債務者　髙橋　千夏
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第１２号
岩手県北上市大堤南１丁目６番４号ツインハイツ大堤Ａ－202号、旧住所埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目12番地５藤和シティーコープ東浦和401
債務者　飯嶋　優樹
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２５５号
石川県白山市桑島４号92番地10　マウントテラス101号室
債務者　田村　正美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
石川県白山市笠間町1145番地１　市営笠間住宅１号棟211号室、従前の住所石川県白山市部入道町ト21番地３
債務者　藤森　夕紀
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
金沢市弥生１丁目３番11号
債務者　田中　早苗
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀2181番地の１
債務者　小島　和子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
山口地方裁判所岩国支部